

令和3年8月17日

事 業 主 様

名古屋薬業健康保険組合

「健康保険限度額適用認定証」の更新と返納について

日頃は、健康保険組合の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、別添「健康保険限度額適用認定証交付者一覧」の方につきましては「健康保険限度額適用認定証」（以下「認定証」という。）を交付しておりますが、有効期限が令和3年8月31日となっております。

引き続き「認定証」を必要とされる方は、再度申請をしていただくこととなりますので該当の被保険者様に別添「健康保険限度額適用認定証の更新について」をお渡しいただくなどご周知くださいますよう、お願いいたします。

なお、有効期限経過済の「認定証」は、お手数ですが回収のうえ取りまとめ当組合へご返納くださいますよう、お願いいたします。

※ 有効期限内であっても、標準報酬月額が改定され所得区分の変更があった場合は再度申請が必要です。

<送付書類>

1. 健康保険限度額適用認定証交付者一覧（事業主様用）
1. 健康保険限度額適用認定証の更新について（被保険者様用）

※ 申請書はホームページ <https://www.meiyaku-kenpo.or.jp/>よりダウンロードできます。

令和3年8月17日

被 保 険 者 様

名古屋薬業健康保険組合

健康保険限度額適用認定証の更新について

日頃は、健康保険組合の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

先に交付いたしました「健康保険限度額適用認定証」（以下「認定証」という。）の有効期限は令和3年8月31日となっております。

引き続き「認定証」を必要とされる方は、再度、交付申請の手続きをお願いいたします。

なお、お手許の「認定証」は令和3年9月になりましたら事業所を經由して当組合へ返納していただきますよう、お願いいたします。

※ 申請書はホームページ <https://www.meiyaku-kenpo.or.jp/>よりダウンロードできます。